

個人情報等の取扱いに関する政策の 企画立案・実施の考え方について

令和7年4月1日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護法の全体像

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法・政令・規則 [基本法]

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

個人情報保護法・政令・規則

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン

Q&A

民間部門 [一般法]

個人情報保護法・政令・規則

(5・8章ほか：行政機関等の義務等、罰則 等)

個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関（国）・独立行政法人等・
地方公共団体の機関・地方独立行政法人

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

公的部門 [一般法]

- 注1 個人番号（マイナンバー）や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される**特別法**も遵守する必要。
- 注2 金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の**特定分野**においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。
- 注3 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部である**国公立の病院・大学等の法人又は業務**については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用。
- 注4 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う**認定個人情報保護団体**に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール（**個人情報保護指針**）を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。
- 注5 EU及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、**補完的ルール**も遵守する必要。

- 政府は、**個人情報保護に関する法律第7条**の規定に基づき、「個人情報保護に関する基本方針」を策定（**個人情報保護委員会で作成の上、閣議決定**）。
- 政府として、**官民の幅広い主体**が、基本方針に則して、**個人情報保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための具体的な実践に取り組むことを要請・推進**。平成16年4月の策定以降、これまで累次の一部変更を実施。
- **令和2年改正法及び令和3年改正法の施行等**に伴い、第196回個人情報保護委員会（令和4年1月）で決定した「見直しの方針」に関するパブリックコメントも踏まえ、**新たな基本方針について、令和4年4月に閣議決定**。

第7条 政府は、**個人情報保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。**

2 基本方針は、**次に掲げる事項について定める**ものとする。

- 一 個人情報保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者、同条第5項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第6項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第51条第1項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、**個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定**を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、**基本方針を公表**しなければならない。

5 前二項の規定は、**基本方針の変更について準用**する。

官民の枠を越えたデータ利活用について

個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更）

2 国が講ずべき個人情報保護のための措置に関する事項

(1) 各主体における個人情報保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

③ 官民や地域の枠を越えて各主体が取り扱う個人情報保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

官民及び地域の枠を越えたデータ利活用として、健康・医療・介護、教育、防災及び子ども等の準公共分野、スマートシティ等の相互連携分野や公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備等については、**法の規律が異なる各主体間における個人情報等のデータ連携等が行われる**こととなる。

各主体間における個人情報等のやりとりがより複層的になることにより、**個人情報等の取扱いについて責任を有する主体が従来以上に不明確になるリスクがあり、これに対応した制度設計や運用を行う必要がある**。そのため、**個人情報等を取り扱う各主体のみならず、データ連携等を推進する者においても、データガバナンス体制の構築等に取り組むことが重要**である。個人情報保護委員会においては、法の規律が全ての政策や事業活動等に共通する必要最小限のものであるという観点から、必要な情報提供や助言等を行うものとする。

- ✓ 上記の基本方針の内容も踏まえ、各府省庁が個人情報等の取扱いに係る政策（※）を企画立案・実施するに当たり、当該**政策の目的の実現と、個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むため**の基本的な視座として、令和4年5月に「**基本原則**」を策定。

（※）立法措置等による制度創設に限らず、予算事業における事務手続きやアプリケーションの開発等も含まれ得るもの

- ✓ 各府省庁による**基本原則に沿った政策立案をより一層後押ししていくため、具体的な事例も交えて基本原則を解説したガイダンスを作成するなど、適切なデータ利活用の推進に貢献していく。**

個人情報保護法における民間規律と公的規律の考え方

民間規律

(1) 個人データに着目した規律

- ✓ **「個人情報データベース等」による個人データの取扱いの危険性**に着目し、それを**事業の用に供している個人情報取扱事業者**に対し、その適正な取扱いを担保するための義務等を規律。

(2) 本人の関与による適正な取扱いの確保

- ✓ 個人情報取扱事業者自身のガバナンスにより法律に定める義務が適切に履行され、当該個人情報取扱事業者から本人への通知・公表・同意取得等（※）により**本人による適切な関与・監視を受けつつ**、適正な取扱いの実現を期待するという**当事者間での自主的な規律を重視**する構造。

- (※) ●取得・利用に関するルール：利用目的を特定し原則としてその範囲内で利用し、取得時に本人に利用目的を通知・公表する。
●第三者提供に関するルール：第三者提供時には、原則として本人の同意を得る。
●公表事項・開示請求等への対応に関するルール：本人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合にはこれに対応する。

公的規律

(1) 保有個人情報に着目した規律

- ✓ 行政機関等の保有する個人情報は、**公的信用を背景に収集されるもの、取得プロセスにおける義務性・権力性が高いものや、秘匿性が高いものが多いといった特質**があり、散在情報を含む「保有個人情報」をその規律の対象としている。

(2) 法律に基づく行政による適正な取扱いの確保

- ✓ 行政機関等自身のガバナンスにより法律に定める義務の適切な履行が期待される点は個人情報取扱事業者と同様。他方、上記の特性や行政目的達成への支障を踏まえ、**必ずしも本人同意に依拠せず、法律による行政の下、法令に定める所掌事務又は業務の遂行に必要かどうか**（※）を重視する構造。

- (※) ●保有に関するルール：保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつその利用目的をできる限り特定。
●利用・提供に関するルール：利用目的のための利用・提供（本人同意なし）が原則。例外として、本人同意や相当の理由・特別の理由等による利用・提供。
●開示請求等への対応に関するルール：開示・訂正・利用停止等の請求への対応。個人情報ファイル簿の作成・公表。

政策立案・実施の考え方 — (1) 利活用と保護の整合性 —

個人情報等の取扱いの必要性

- ✓ 個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に当たっては、政策目的を明確に特定した上で、政策目的の実現のための個人情報等の取扱いの必要性を検討することが重要。

個人情報等の取扱いの相当性

- ✓ 政策目的の実現のために個人情報等の取扱いが必要となる場合には、**政策目的と**（政策目的の実現のための手段である）**個人情報等の取扱いに係る個人の権利利益の保護の程度との均衡が相当性を有するか**検討することが必要。
- ✓ 相当性の検討に当たっては、代替手段の有無（より本人の権利利益への侵害のリスクが小さい情報タイプの検討等）、個人情報等の取扱いによってじゃっ起し得るリスク（差別的な取扱いの助長、追跡性、脆弱性、本人到達性等）、また、その取扱いの態様（評価・分析などの「取扱いの種類」や「その目的」）といった観点から、**政策目的の実現の妨げにならない範囲で可能な限り個人の権利利益の保護を図る**ことを検討することも重要。
- ✓ また、相当性を検討する際には、様々なリスクに配慮しながら個人の権利利益をどのように確保するかといった観点_{が求められる}。例えば、政策目的の実現のためにこれに沿った個人情報等の取扱いを行う必要があり、立法措置等により個人情報保護法とは異なる規律を設ける場合には、特定のリスクが高まるおそれがあるところ、そうしたリスクの高まりが政策目的との関連で許容されるか、許容されないときには当該リスクを低減させるための追加的な規律（セーフガード等）を創設するべきであるか等を検討し、**政策全体として様々なリスクに対する個人の権利利益の保護を図ることが重要**である。

➤ 基本原則 1 個人情報等の取扱いの必要性・相当性

➤ 基本原則 4 個人情報等の取扱いに関する外延の明確性

➤ 基本原則 3 個人情報等の利用目的との関連性・
利用の適正性

政策立案・実施の考え方 – (2) データガバナンス体制の構築 –

本人関与の在り方

- ✓ 個人情報等の取扱いが個人の権利利益に直接的な影響を及ぼす場合は、リスク低減の観点から本人関与の必要性は高く、取扱主体が民間部門である場合は、一般的に適切な本人関与を受けることがガバナンスの一環として望ましい。また、取扱主体が公的部門である場合は、本人関与に必ずしも依拠することとなっていないが、政策目的の達成に支障を生じさせない範囲内においてできる限り本人関与を可能とすることが望ましい。
- ✓ 本人関与の具体的な在り方としては、事前関与（事前の通知・公表・同意取得等）又は事後関与（事後の開示・利用停止・苦情処理等）があり、どのような方法が適切であるかを検討することが必要。その際、本人関与を行うこととなる個人の認知には限界があること、本人と取扱主体との間には情報・交渉力等の非対称性があること等を踏まえ、本人関与の趣旨に沿った実効的な方法を選択することが必要。

個人情報等の取扱いに係る安全性や透明性・信頼性の確保

- ✓ 政策分野に特有の事情に照らし、安全管理のため必要かつ適切な措置を講じる必要。また、これをどのように確保するかという点についても、十分な検討を行うことが重要。例えば、新規立法等により個人情報等の安全管理措置について一定の義務を課す場合に、併せて、当該義務に関する適切な監視監督制度の整備として特定事項の届出義務を課すことなどが考えられる。
- ✓ 透明性と信頼性の確保に当たっては、各主体において、政策、事務及び事業並びにシステム構築等の目的、個人が得ることが期待される便益やプライバシーに対するリスクを明確にし、それらをわかりやすく、丁寧に説明することが重要。データマッピングやPIAの手法を用いることや、検討会・説明会等を通じた、有識者やステークホルダー等とのコミュニケーション、CPO（最高プライバシー責任者）やDPO（データ保護責任者）等の設置といった取組が考えられる。

➤ 基本原則 5 個人情報等の取扱いの安全性

➤ 基本原則 6 個人情報等に係る本人関与の実効性

➤ 基本原則 7 個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

政策立案・実施の考え方 – (3) 立法措置の必要性 –

個人情報等の取扱いの適法性

- ✓ 実施しようとする政策について、個人情報保護に関する法令等（個人情報保護法やその下位規則・ガイドラインのほか、関係法令）の規律との関係を整理することは不可欠。

立法措置の必要性

- ✓ 既存の法令等の規律との関係を整理した結果を踏まえ、以下のような場合には、立法措置等（個人情報保護法以外の既存法令の改正を含む。）による対応が考えられる。
 - ① 想定される個人情報等の取扱いが個人情報保護法等の**既存の法令に抵触する可能性がある一方で**、政策分野に特有の事情を踏まえると、**政策の実現に必要な範囲で、当該個人情報等の取扱いを認める必要性**がある場合
 - ② 例外要件該当性の判断等の統一を図る観点から、政策の実現に必要な範囲で、想定される個人情報等の取扱いと個人情報保護法等の**既存の法令との関係性を明確化する必要**がある場合
 - ③ 個人情報保護法等の既存の法令に基づく対応のみでは**個人の権利利益が十分に保護されない可能性**がある場合

➤ 基本原則 2 個人情報等の取扱いに関する適法性

以下参考

個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則

(令和4年5月25日個人情報保護委員会)

- 「**個人情報の保護に関する基本方針**」も踏まえ、プライバシーを含む個人の権利利益を保護するための個人情報等の適正な取扱いに関する基本法たる個人情報保護法において、同法第4条及び第129条第1号等の規定に基づき、**各府省等の国の行政機関が、公的部門**（行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）**及び民間部門**（個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者及び学術研究機関等）**の各主体による個人情報等の取扱いに関する政策**（法令等による制度、実証事業や補助金等の予算関係施策、税制措置、システム整備等）**を企画立案・実施するに当たり、当該政策目的の実現と、個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座を示すもの。**
- 「**プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告**」等を踏まえたものであり、今後、個人情報保護法の施行状況等を踏まえ、適宜更新される場合がある。
- 各府省等の国の行政機関においては、次の**7つから構成される本原則との整合性を図りつつ、個人情報等の取扱いに関する政策の企画立案・実施に取り組むことが期待。**

1. 個人情報等の取扱いの必要性・相当性

- 政策目的を明確にした上で、**政策目的の実現のために個人情報等の取扱いが必要か否か**を検討した上で取り組むことが重要。
- その上で、個人情報等の取扱いが必要となる場合は、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが**必要最小限の範囲内で相当であるか否か**を検討した上で取り組むことが重要である。特に、要配慮個人情報等の機微性の高い情報の取扱いが必要となる場合は、より慎重に取り組むことが重要。

2. 個人情報等の取扱いに関する適法性

- 上記1の政策目的を実現するため、個人情報等の取扱いに関し、各主体を広く対象とし、**共通する必要最小限のルールを定める一般法たる個人情報保護法による規律で対応可能であるか否か、十分であるか否か**を検討した上で取り組むことが重要。
- その上で、個人情報等の取扱いに関し、**政策分野に特有の事情**（取り扱う個人情報等の性質及び利用方法等。以下同じ。）に照らして、**個人情報保護法上の規律に抵触し当該規律による対応で不可能である場合又は当該規律による対応で可能であるものの不十分である場合には、新規立法含め他の法令等による根拠（適法性）に基づき取り組むことが重要。**
- なお、既存の法令等を根拠とする場合については、当該法令等の制定当時における経緯等の背景、目的及び規定等を踏まえ、個人情報等の取扱いが当該法令等の想定している範囲内であるか否かを検討した上で取り組むことが重要。
- いずれにしても、**基本法たる個人情報保護法に照らし、政策の企画立案・実施に当たり、取り扱われる個人情報等に係る本人のプライバシーを含む権利利益の保護が確保されることが重要。**

3.個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性

- 個人情報等の利用目的は、個人情報等の取扱いに関する規律の要となるものであり、できる限り特定することが必要。
- 個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に当たっては、政策目的の実現のために取扱いが必要となる個人情報等について、**利用目的が政策目的と関連するものであるか否か**を検討した上で取り組むことが重要。
- 個人情報等について、**違法又は不当な行為の助長又は誘発のおそれがある方法により利用されないよう、政策を企画立案・実施**することが必要。

4.個人情報等の取扱いに関する外延の明確性

- 一般法たる個人情報保護法による規律の適用範囲を確定し、個人情報等の取扱いが本人の権利利益に与えるリスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置を講ずるためには、取り扱われる個人情報等、**個人情報等を取り扱う主体や場所等に関する外延を特定**し、同法に規定する用語及びその定義に則り、これを明確化することが重要。
- 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし、新規立法含め他法令等による規律の適用が必要であるか否か**を検討しつつ取り組むことが重要。

5.個人情報等の取扱いの安全性

- 上記4を踏まえ、個人情報等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、各主体の事業、事務又は業務の規模及び性質、個人情報等の取扱状況（取り扱う個人情報等の性質及び量を含む。）、個人情報等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、**必要かつ適切な安全管理措置**（組織的・人的・物理的・技術的な措置及び外的環境の把握、サイバーセキュリティ対策等）**を検討**した上で取り組むことが重要。
- 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし**、漏えい等の報告等に関する事業所管大臣等に対する個人情報保護委員会から権限の委任や、**新規立法含め他法令等に基づく措置が必要であるか否か**を検討しつつ取り組むことが重要。

6.個人情報等に係る本人関与の実効性

- 上記取組の実効性を高めつつ、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上するため、個人情報等に係る**本人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養する**という観点から、**個人に寄り添った取組が重要**。
- 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし、新規立法含め他法令等による対応が必要であるか否か**を検討しつつ取り組むことが重要。

7.個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

- 事後における対処療法的な対応ではなく、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を事業等の設計段階で組み込み、事後の改修等費用の増嵩や信用毀損等の事態を事前に予防する観点から、**全体を通じて計画的にプライバシー保護を実施する「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方が重要**。
- 透明性と信頼性を確保する観点から、個人情報等に係る本人の権利利益に対するリスク、本人や社会等にとって期待される利益等を明確にし、本人を含むマルチステークホルダーへの説明責任を果たすため、**プライバシー・バイ・デザインの考え方を踏まえたデータガバナンス体制の構築が重要**。
- 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし**、認定個人情報保護団体制度の活用や、**新規立法含め他法令等による体制が必要であるか否か**を検討した上で取り組むことが重要。

ヒアリングから得られた視点 – (1) 保護法益について–

考慮すべきリスク

- (A)評価・選別及びこれに基づく影響を与えるリスク (B)直接の働きかけを行うこと
(C)秘匿領域が他人に知られるリスク (D)自身のデータを自由意思に従って制御できないリスク

リスクの優先順位等には、いくつかの異なる考えが示されたが、**バランス良く対応を検討すべきという指摘が大半**。

このほか、次の主張・指摘があった。

- (D)は本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利に関わるリスクであり、位置付けが異なる。
- データ保護法制たる個人情報保護法が考慮すべきは(A)が主であり、他は副次的、間接的。

→「個人の権利利益の保護」の意味合いに関しては、その権利利益の外延や、特に規律すべき取扱いなどについて様々な考え方があることの表れと考えられる。

保護を要する局面

- ① **本人の知らぬ間に本人の情報を取得すること**
- ② **データ分析等を通じて評価・選別を行うこと**
- ③ **評価の結果を利用して本人に働きかけること**

など、様々な段階があることから、**それぞれの段階を念頭においた検討**を行うことで、より適切な規律となり得るのではないか。

保護の対象、規律対象

法目的・理念に即した適切な規律の在り方については、**様々な観点からの検討の余地**があり得るのではないか。

- 保護の対象については、その取扱いによる本人へのリスク（差別的な取扱いの助長、追跡性、脆弱性、本人到達性等）を惹起し得る情報を幅広く対象とすべきとの考え
- 規律する取扱いの態様についても、評価・分析などの「取扱いの類型」や「その目的」を規律対象とすべきとの考え

プロファイリング

プロファイリングをはじめとする個人情報の処理内容についても何らかの規律が必要との指摘も多い。

具体的には、プロファイリング実行のためのプログラム作成に係る元データの利用目的やその関連性、プログラムそのものに関わる論点、プロファイリングによって得られた結果の取扱いなど、様々な視点が示された。

ヒアリングから得られた視点 – (2) 本人の関与について –

本人の関与

本人の関与の趣旨として大きく2つの考え方

① 事業者におけるガバナンスを確保するための手段

個人の認知限界や、個人と事業者との情報・交渉力等の非対称性などが存在するとの前提の上で、次のa)、b)の考えがあり、どのような場合をb)の領域とするか様々な考えが示された。

- a) 個人の選択権であり本人の関与が当然認められるべきという考え
- b) 合理的な基準を設けて、その適合性を規制当局が監視することが必要であるという考え

② 本人に関わる情報の取扱いを本人が決定する権利

この中でも、次のa)、b)を両端として、その間で様々な見解が示された。

- a) 個人データは本人の所有物であり本人はあらゆる利用について許諾又は拒否の権限を持つべきとの考え
- b) 社会的なニーズ・手続負担等を踏まえた現実性・具体的な個人の権利利益とのけん連性等との関係で自ずと制限が課されるとの考え



①の観点からは、**本人に直接の影響がない取扱いについては、本人の関与を担保する必要が必ずしもないのではないかと**の視点が得られた。ただし、**その場合においても②については別途、その要否や程度、手法等について検討する必要**があるものと考えられる。

特に**生成AI**については、学習結果が（個人情報を含まない）パラメータとなることを念頭において「個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用」であるとして、**本人の関与は必要ないとする指摘が大半**であったが、②の観点から、**自分の情報のAI学習利用について関与できることが必要との考えも**見られた。

②の権利には、現状の開示等の請求等に加えて、能動的に自らの情報を活用する観点からの**データポータビリティも含まれるのではないかと**いう視点も得られた。ただし、**事業者の負担や事業分野ごとの必要性・妥当性等についての議論が必要**であると考えられる。

ヒアリングから得られた視点 – (3) ガバナンスについて –

ガバナンス

本人（個人）

個人の認知限界や個人と事業者との情報量・交渉力等の非対称性などの観点から、事業者における個人データの取扱いの改善を本人の関与により実現することを期待することは、現実的には相当程度に困難であるという認識は共有。消費者等の個人においても、全ての個人情報の取扱いの具体的な内容を監視することは負担が重い。

事業者

事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やそのデータ処理のプロセスについて、実質的に第三者に依存するケース等が拡大。事業者が委託先の管理等を通じて安全管理義務を適切に果たせるかについては、否定的な考え方が示されている。これは、第三者が利用することを念頭に個人情報を取得し、個人データを第三者に継続的に提供する場合などにおいても同様。



現行法上、個人データの適正な取扱いの義務等を負う事業者も、ガバナンスの一端を担うことが想定されている本人も、個人情報の取扱いの適正性を確保する能力が不足している可能性がある。一方、適正に取り扱う能力のある者等に対して、実効的な規律が及んでいない可能性がある。こうした状況を踏まえ、個人データの取扱いの実態に即し、適正な取扱いの義務を負うべき者とそれぞれの義務の内容等に加え、認定個人情報保護団体やプライバシーガバナンスなどの自主的な取組等を織り交ぜた全体のガバナンスの在り方などについて幅広く議論を深めていくことが個人データの適正な取扱いの確保・促進につながるのではないかなどの視点が得られた。

ヒアリングから得られた視点 – (4) 官民を通じたデータ利活用等 –

行政機関等における個人情報の適切な取扱い

準公共的な分野での事業者と行政機関等が連携した個人情報の利用などを念頭に置いた、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを含めた整理が必要であるとの指摘があった。

→官民を通じたデータ利活用については、いわゆる旧行個法が基本としていた考え方を踏まえつつも、社会的なニーズ等を考慮しながら、個人情報保護法の目的・理念に即し、全体としてバランスのとれた法の見直し・運用を行っていく必要があるのではないかとの視点が得られた。

特定分野における取扱い

個人情報保護法はあくまで一般法であることから、例えば、医療分野等の特定分野や、AIなどの特定の取扱い等については、一般法とは別に、実態や社会的な影響等を踏まえた特別法等で規律することも有用との意見もあった。

→一般法としての個人情報保護法のみならず、特定分野等における規律（特別法等）も含め、全体として適正な個人情報の利用と個人の権利利益の保護が確保されることが重要であるとの視点が得られた。